

【正誤表】

『令和3年版 非上場株式の評価の仕方と記載例』につき、掲載内容に下記の誤りがありましたので訂正してお詫び申し上げます。

一般財団法人 大蔵財務協会

訂正箇所	正	誤
「はしがき」 上から10行目	……会社法第2条第32号の2に規定する株式交付が追加されました。	……会社法第2条第3号に規定する株式移転が追加されました。
P228のAnswerの4段落目 「ただし、・・・」以降	<p>ただし、措置法第66条の8第1項又は同条第2項に規定する特定の外国子会社等から受ける剰余金の配当等のうち、<u>特定課税対象金額に達するまでの金額は、外国子会社合算制度により、既に法人税の課税所得金額に含まれていますので、仮に益金不算入の対象とされた剰余金の配当があっても「1株当たりの利益金額C」に加算しません。</u></p> <p>また、<u>特課税対象金額を超える部分の剰余金の配当については、二重課税の問題は生じないので、特定の外国子会社等からの剰余金の配当で、益金不算入の対象となる剰余金の配当がある場合には、「1株当たりの利益金額C」に加算することになります。</u></p>	<p>ただし、措置法第66条の8第1項又は同条第2項に規定する特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等については、<u>その全額が益金不算入となるのではなく、特定課税対象金額に達するまでの金額とされています。したがって、特定課税対象金額に達するまでの剰余金の配当等について、益金不算入部分の金額を法人税の課税所得金額に加算する必要があります。</u></p> <p>また、<u>特定課税対象金額を超える部分については、法人税の課税所得に含まれていますので特に調整する必要はありません。</u></p>

※アンダーライン部分が訂正箇所です。